

湯梨浜町移住者運転安心 支援事業補助金



- 1 補助の概要
 - ■県外から町内に移住される方及び県外から県内に移住して6カ月以内の方がペーパードライバー講習を受講する場合にその費用の一部を助成します。
- 2 申請ができる方
 - ■町内に転入し6か月を経過していない方で、転入前に県外で5年以上居住していた 65歳以下の方
- 3 補助の対象

【対象事業費】

■ペーパードライバー講習経費

4 補助金額

補助金額:補助対象経費の1/2(※1,000円未満切り捨て)

補助上限額:1万円

- 5 補助の要件等
 - ■補助金の交付を受けてから、5年以上町内に居住すること。
 - ■市町村税の滞納が無いこと。
- ※申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

【詳しくは下記までお問い合わせください】

湯梨浜町役場企画課 まちづくり推進係 〒682-0723 湯梨浜町大字久留 19-1 [電話] 0858-35-5311 [電子メール] ykikaku@yurihama.jp

補助申請に必要な書類

- ■湯梨浜町移住者運転安心支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)
- ■ペーパードライバー講習に支払った受講料の領収書
- ■免許証の写し
- ■市町村税の納税証明書
- ■戸籍の附表の写し
- ■その他町長が必要と認める書類